

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年12月17日

【会社名】 アジレント・テクノロジーズ・インク
(Agilent Technologies, Inc.)

【代表者の役職氏名】 上級副社長、最高法務責任者兼秘書役
ブレット・ディマルコ
(Bret DiMarco, Senior Vice President, Chief Legal Officer and Secretary)

【本店の所在の場所】 アメリカ合衆国95051 カリフォルニア州 サンタクララ
スティーブンス・クリーク通り 5301
(5301 Stevens Creek Boulevard, Santa Clara, California 95051, U.S.A)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 松 添 聖 史

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区六本木一丁目9番10号
アークヒルズ仙石山森タワー28階
ベーカー&マッケンジー法律事務所(外国法共同事業)

【電話番号】 (03) 6271-9900

【事務連絡者氏名】 弁護士 渡 邊 大 貴

【連絡場所】 東京都港区六本木一丁目9番10号
アークヒルズ仙石山森タワー28階
ベーカー&マッケンジー法律事務所(外国法共同事業)

【電話番号】 (03) 6271-9900

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

- 注記： 1. 本臨時報告書においては、文書中、明確な場合又は文脈から別意に解すべき場合を除いて、「アジレント」又は「当社」とは、デラウェア州法に準拠して設立されたアジレント・テクノロジーズ・インク、又はアジレント・テクノロジーズ・インク及びその子会社(アジレント・テクノロジー株式会社及びアジレント・テクノロジー・インターナショナル株式会社を含む。)をいう。
2. 本臨時報告書においては、別段の記載がある場合を除いて、文書中「ドル」、「米ドル」、「US\$」及び「\$」は、それぞれアメリカ合衆国ドルをいい、「円」は、日本円をいう。
文書中一部の財務データについては、便宜をはかるためドルから円への換算がなされている。この場合の換算は、別段の記載のある場合を除いて、2025年10月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信直物売買取相場の仲値である1ドル=154.10円により計算されている。

1【提出理由】

2025年11月1日、アジレントは、2019年11月20日に当社取締役会（以下「取締役会」という。）により採択されたアジレント・テクノロジーズ・インク2020年従業員株式購入プラン（2020年5月1日発効）（以下「本プラン」という。）に基づき、当社の日本における子会社である、アジレント・テクノロジー株式会社及びアジレント・テクノロジー・インターナショナル株式会社の有資格従業員（以下「本邦における有資格従業員」という。）並びに本邦以外の当社及び当社の特定子会社の有資格従業員（以下「本邦以外における適格従業員」という。）に対して、当社の普通株式を購入するための株式購入権である新株予約権の募集を開始した。

このため、当社は金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2及び第1号に基づき本臨時報告書を提出するものである。

（注）本書で使用され定義されていない大文字の用語は、別段の記載がない限り、本プランに定義された用語と同じ意味を有する。

2【報告内容】

(I) 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2に基づく報告

(1) 有価証券の種類及び銘柄

当社新株予約権証券。当該有価証券は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である。

(a) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質

本プランでは、下記で算出される新株予約権の実際の行使価額が下落した場合、購入日の本オプションの行使により発行される普通株式数は増加する。なお、実際の行使価額の下落によって、新株予約権の行使による資金調達額が減少するものではない。新株予約権の実際の行使価額は、購入日（2026年10月31日）における当社普通株式の公正市場価額の85%の金額である。

本プランに基づき発行される普通株式数は、最大で2,500万株の新規株式に、当社の以前の従業員株式購入プランに基づいて売却されず残存する普通株式600万株を加えた数の、総数3,100万株とする。但し、新株予約権の付与後、普通株式の購入前に、株式分割、株式配当、新株予約権の対象となる株式の併合、資本組入により、発行済普通株式数に増減があった場合は、新株予約権の対象となる普通株式1株あたりの価格及び上記の発行株式数の最大数は、適宜取締役会が調整を行うものとする。また、取締役会は状況に応じ、その決定の実施に際して必要、適切な処置を取るものとする。

本プランの目的は、当社及びその特定子会社の従業員に対し、当社の普通株式を購入する機会を与え、当社の繁栄に貢献することを奨励するものである。したがって、行使価額及び資金調達額の下限は設けられていない。なお、本プランの参加者が行使条件を満たさない可能性があるため、それにより新株予約権が行使されない可能性もある。当社には新株予約権を購入する権利はない。

(b) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由

本プランの主目的は資金調達ではなく、当社及びその特定子会社の従業員に対し、当社の普通株式を購入し、これにより当社の繁栄に貢献する追加のインセンティブを持つ機会を与えるものである。本プランに基づき発行可能な普通株式の最大数は3,100万株とする。本プランに基づき発行される株式数に上限を設けることで、既存株主が保有する株式の希薄化は制限される。

(c) 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあつては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引の内容 該当事項なし

(d) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容 下記(2)()「新株予約権の行使の条件」を参照のこと。

(e) 提出者の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容 該当事項なし

- (f) 提出者の株券の賃借に関する事項について割当予定先と提出者の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めがあることを知っている場合にはその内容
該当事項なし
- (g) その他投資者の保護を図るため必要な事項
該当事項なし

(2) 新株予約権の内容等

(i) 発行数

合計91,896個(見込数)。発行数は、新株予約権の目的となる株式の数と同数である。

(注) 「新株予約権の目的となる株式の数」は、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(見込額)を新株予約権の行使に際して払い込むべき金額(見込額)で除した見込数である。当社株式の数は、本邦における有資格従業員による拠出額の最大拠出見込額である11,432,500米ドル(1,761,748,250円)を124.41米ドル(19,171円)(2025年10月31日の当社普通株式の終値146.36米ドル(22,554円)の85%)で除した見込数である。

() 発行価格

0米ドル(0円)

() 発行価額の総額

0米ドル(0円)

() 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

1 株式の種類

当社記名式額面普通株式(額面0.01米ドル)

2 株式の内容

当社の基本定款には、当社が普通株式に加えて優先株式(額面0.01米ドル、授權発行総数125,000,000株)を一回又は数回のシリーズをもって適宜発行することができる旨の定めがある。本書提出日現在優先株式は発行されていない。

優先株式に関する定款の定めは以下のとおりである。『取締役会は、法令並びに基本定款第4条に規定される制限に服するものの、その決議により、一回又は数回のシリーズの優先株式発行を規定する権限、各シリーズにおける発行株式数を適宜定める権限、各シリーズの株式に係る呼称、権能、特権、優先権、並びに(もし適用があれば)関連する資本参加、オプションその他の権利、及び各シリーズの株式に係る条件若しくは制限を定める権利を有する。』

3 本新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権1個につき1株

全体で91,896株(見込数)

(注) 「新株予約権の目的となる株式の数」は、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(見込額)を新株予約権の行使に際して払い込むべき金額(見込額)で除した見込数である。当社株式の数は、本邦における有資格従業員による拠出額の最大拠出見込額である11,432,500米ドル(1,761,748,250円)を124.41米ドル(19,171円)(2025年10月31日の当社普通株式の終値146.36米ドル(22,554円)の85%)で除した見込数である。

() 新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権1個につき124.41米ドル(約19,171円)(見込額)

(注) 新株予約権行使時の払込金額は、新株予約権の目的となる株式の発行価格と同額である。新株予約権行使時の払込金額及び株式の発行価格が現在未定であるので、2025年10月31日のニューヨーク証券取引所における当社普通株式の終値146.36米ドル(22,554円)の85%(124.41米ドル(19,171円))を算出して求めた見込価格を記載した。実際の払込金額及び発行価格は、購入日(2026年10月31日)における当社普通株式の公正市場価額である。公正市場価額とは、ザ・ウォールストリート・ジャーナル若しくは信頼性が高いと委員会のみならずその他の情報源において示される、決定日が取引日の場合はその日の、取引日でない場合はその直前の取引日の当社普通株式の終値(又は売買が発表されない場合は最終気配値)をいう。

本新株予約権の行使時の払込金額の総額：総額11,432,500米ドル(約1,761,748,250円)(見込額)

(注) 抛出額が現在未定であるため、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は、便宜上、本邦における有資格従業員による最大抛出見込額とした。

() 新株予約権の行使期間

2026年10月31日

() 新株予約権の行使の条件

本プランへの参加資格を充足し、積立を行っていること。本プランに記載のとおり。

() 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格のうちの資本組入額

1株当たり0.01米ドル(約2円)

() 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡不可。

(3) 当該取得勧誘の相手方の人数及びその内訳

以下の会社の本邦における有資格従業員約538名：

- アジレント・テクノロジー株式会社
- アジレント・テクノロジー・インターナショナル株式会社

(4) 勧誘の相手方が提出会社の子会社の取締役等である場合には、当該子会社と提出会社との間の関係

上記(3)に記載の会社は、アジレント・テクノロジーズ・インクの100%間接所有子会社である。

(5) 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

条件等は、プラン及び委員会が用意した所定の登録申込書に定められるものとする。

() 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号に基づく報告

(1) 有価証券の種類

当社新株予約権証券。当該有価証券は行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である。

(2) 新株予約権の内容等

() 発行数

合計3,020,634個(見込数)。発行数は、新株予約権の目的となる株式の数と同数である。

(注)「新株予約権の目的となる株式の数」は、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(見込額)を新株予約権の行使に際して払い込むべき金額(見込額)で除した見込数である。当社株式の数は、本邦以外における有資格従業員による拋出額の最大拋出見込額である375,785,000米ドル(57,908,468,500円)を124.41米ドル(19,171円)(2025年10月31日の当社普通株式の終値146.36米ドル(22,554円)の85%)で除した見込数である。

() 発行価格

0米ドル(0円)

() 発行価額の総額

0米ドル(0円)

() 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

1 株式の種類

当社記名式額面普通株式(額面0.01米ドル)

2 株式の内容

当社の基本定款には、当社が普通株式に加えて優先株式(額面0.01米ドル、授権発行総数125,000,000株)を一回又は数回のシリーズをもって適宜発行することができる旨の定めがある。本書提出日現在優先株式は発行されていない。

優先株式に関する定款の定めは以下のとおりである。『取締役会は、法令並びに基本定款第4条に規定される制限に服するものの、その決議により、一回又は数回のシリーズの優先株式発行を規定する権限、各シリーズにおける発行株式数を適宜定める権限、各シリーズの株式に係る呼称、権能、特権、優先権、並びに(もし適用があれば)関連する資本参加、オプションその他の権利、及び各シリーズの株式に係る条件若しくは制限を定める権利を有する。』

3 本新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権1個につき1株

全体で3,020,634株(見込数)

(注)「新株予約権の目的となる株式の数」は、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(見込額)を新株予約権の行使に際して払い込むべき金額(見込額)で除した見込数である。当社株式の数は、本邦以外における有資格従業員による拋出額の最大拋出見込額である375,785,000米ドル(57,908,468,500円)を124.41米ドル(19,171円)(2025年10月31日の当社普通株式の終値146.36米ドル(22,554円)の85%)で除した見込数である。

() 新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権1個につき124.41米ドル(約19,171円)(見込額)

(注) 新株予約権行使時の払込金額は、新株予約権の目的となる株式の発行価格と同額である。新株予約権行使時の払込金額及び株式の発行価格が現在未定であるので、2025年10月31日のニューヨーク証券取引所における当社普通株式の終値146.36米ドル(22,554円)の85%(124.41米ドル(19,171円))を算出して求めた見込価格を記載した。実際の払込金額及び発行価格は、購入日(2026年10月31日)における当社普通株式の公正市場価額である。公正市場価額とは、ザ・ウォールストリート・ジャーナル若しくは信頼性が高いと委員会のみなすその他の情報源において示される、決定日が取引日の場合はその日の、取引日でない場合はその直前の取引日の当社普通株式の終値(又は売買が発表されない場合は最終気配値)をいう。

本新株予約権の行使時の払込金額の総額：総額375,785,000米ドル(約57,908,468,500円)(見込額)

(注) 抛出額が現在未定であるため、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は、便宜上、本邦以外における有資格従業員による最大抛出見込額とした。

() 新株予約権の行使期間

2026年10月31日

() 新株予約権の行使の条件

上記「(1)-(2)-()新株予約権の行使の条件」を参照のこと。

() 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格のうちの資本組入額

1株当たり0.01米ドル(約2円)

() 新株予約権の譲渡に関する事項

上記「(1)-(2)-()新株予約権の譲渡に関する事項」を参照のこと。

(3) 発行方法

本邦以外における有資格従業員17,684名に付与される。

(4) 引受人又は売出しを行う者の氏名又は名称

該当事項なし

(5) 募集又は売出しを行う地域

オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、中国、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、香港、インド、アイルランド、イスラエル、イタリア、韓国、マレーシア、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、シンガポール、スペイン、スウェーデン、スイス、台湾、英国、米国

(6) 新規発行による手取金の額及び用途

払込金額の総額：375,785,000米ドル(約57,908,468,500円)(見込額)

(注) 抛出額が現在未定であるため、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(見込額)は、便宜上、本邦以外における有資格従業員17,684名による最大抛出見込額とした。

発行諸費用の概算額：10,000米ドル(約1,541,000円)

差引手取概算額：375,775,000米ドル(約57,906,927,500円)(見込額)

手取金の用途：上記の差引手取概算額は、設備資金及び業務運営上の経費支払等の一般運転資金に充当する予定であるが、その具体的な内容や用途別の金額、支出時期等については、当社の事業上の必要性に応じて決定する見込みであり、現時点では未定である。

(7) 発行年月日

2026年5月1日

(8) 当該有価証券を証券取引所に上場しようとする場合における当該証券取引所の名称

該当事項なし

(9) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る事項

(a) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質

上記「()-(1)-(a) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質」を参照のこと。

(b) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由

上記「()-(1)-(b) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由」を参照のこと。

(c) 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあつては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引の内容

該当事項なし

(d) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

上記「(1)-(2)-()新株予約権の行使の条件」を参照のこと。

(e) 提出者の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

該当事項なし

(f) 提出者の株券の賃借に関する事項について割当予定先と提出者の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めがあることを知っている場合にはその内容

該当事項なし

(g) その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当事項なし

(10) 第三者割当の場合の特記事項

該当事項なし

(11) 提出者の資本の額及び発行済株式総数

() 資本の額

普通株式及び払込剰余金：5,551百万米ドル（855,409百万円）（2025年7月31日現在）

() 発行済株式総数

283,500,427株（2025年8月21日現在）